

屋外広告業者 各 位

寝屋川市まちづくり指導課長
(公 印 省 略)

「寝屋川市屋外広告物条例」の一部改正の施行に伴う
屋外広告業者の取扱いについて (通知)

日頃より本市屋外広告行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、寝屋川市の中核市移行により標記条例の一部改正に伴い、平成 31 年 4 月 1 日から屋外広告業について、下記のとおり取扱うこととなりますので、ご注意ください。

記

「寝屋川市屋外広告物条例」一部改正の施行日の平成 31 年 4 月 1 日から、大阪府登録業者が寝屋川市域を営業区域とする場合は、寝屋川市に届出を行えば、大阪府登録有効期間は寝屋川市登録業者としてみなされます。平成 32 年 3 月 31 日までは届出を行っていなくても、寝屋川市域で営業を行えます (大阪府登録有効期間内に限る)。

1 寝屋川市域を営業区域とする場合

大阪府登録業者が寝屋川市域を営業区域とする場合は、新たに寝屋川市の登録を受ける必要はありません。寝屋川市に届出を行えば、大阪府登録有効期間は寝屋川市登録業者としてみなされます。なお、届出にかかる手数料は無料です。平成 32 年 3 月 31 日までは届出を行っていなくても、寝屋川市域で営業を行えます (大阪府登録有効期間内に限る)。

※ 変更届出事項等が生じた場合は、大阪府に加え、寝屋川市への変更届等が必要です。

2 大阪府登録を更新して寝屋川市域を引き続き営業区域とする場合

大阪府登録を更新して寝屋川市域を引き続き営業区域とする場合は、大阪府へ再登録申請を行い、その後、寝屋川市へ変更の届出を行う必要があります。

※ 「寝屋川市屋外広告物条例」の一部を改正する条例、「寝屋川市屋外広告物条例施行規則」の一部を改正する規則及び上記届出 (「特例屋外広告業届出書」、「特例屋外広告業届出事項変更届出書」) の様式を寝屋川市まち政策部まちづくり指導課ホームページにアップしています。

「特例屋外広告業届出書」は、以下の書類を添えて 2 部提出して下さい。

- ・大阪府知事登録の屋外広告業登録通知書
- ・業務主任者の該当要件が分かる資料 (屋外広告士合格証書等)

以 上

<お問い合わせ>

寝屋川市まち政策部まちづくり指導課
(建築担当) 下谷、倉橋、林田

TEL : 072-824-1181 (内線 2740, 2663)

FAX : 072-825-2618